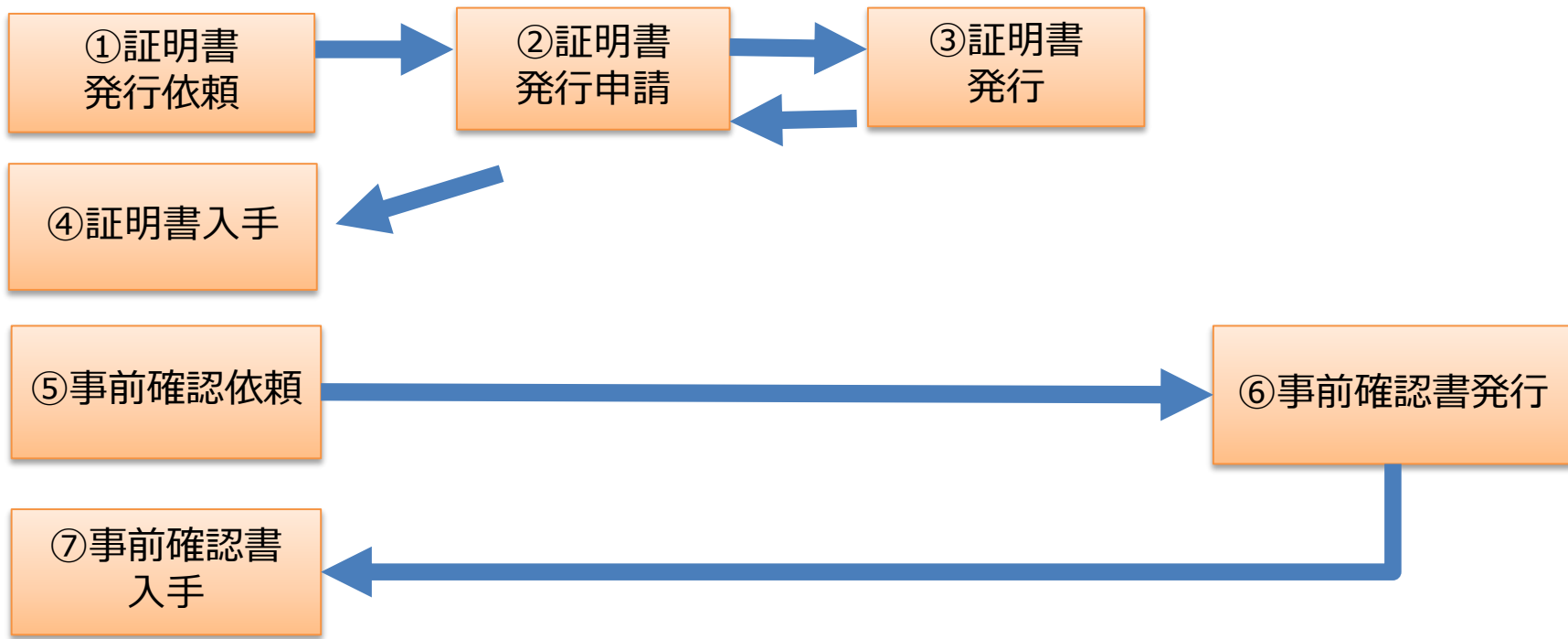


先端設備等導入計画認定までの流れ

市役所	中小企業者等	工業会確認		経営革新等 支援機関
		設備メーカー等	工業会等	



⑧計画申請

⑨計画認定

⑩認定書入手

※計画申請の際には申請書に④証明書、⑦事前確認書、先端設備等に係る誓約書及び東大阪市暴力団排除条例等に係る誓約書を添えてご提出ください。（正本・副本各1部。副本については正本のコピーを可とします。）

※申請・認定前までに工業会等の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会等の証明書の写しを追加提出することで固定資産税の特例を受けることが可能です。